議案第1号

桶川都市計画生産緑地地区の変更について(市決定)

令和5年11月29日 桶川市

桶川都市計画生産緑地地区の変更(桶川市決定)

1 都市計画生産緑地地区中、第14-2号、第18-2号及び第77号生産緑地地区を廃止する。

理由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除によるもの及び生産緑地地区 としての指定要件を欠くものについて、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更す るものである。

理 由 書

本理由書は、桶川都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものである。

【変更の理由】

(1)第14-2号及び第18-2号生産緑地地区 生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

(2) 第77号生產緑地地区

一団のものの区域を構成している地区(上尾都市計画生産緑地地区上平5号生産緑地地区)の廃止に伴い、生産緑地地区としての指定要件を欠くため。

【変更の内容】

都市計画生産緑地地区中、第14-2号、第18-2号及び第77号生産緑地地区について、生産緑地地区を廃止する。

生産緑地地区 変更概要書

<経緯の概要>

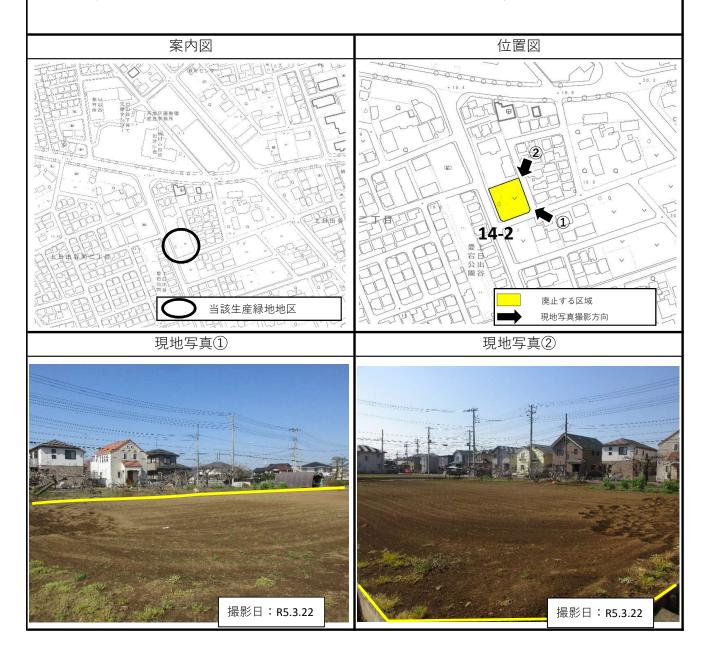
1	県知事協議	令和5年 9月14日			
2	県知事回答	令和5年 9月25日			
3	案の縦覧公告	令和5年 9月29日			
4	案の縦覧	令和5年 9月29日から 令和5年10月13日まで <縦覧結果>			
		縦覧者数 0人			
		意見書の提出数 0人			
5	市都市計画審議会	令和5年11月29日			
6	都市計画決定(変更)告示	令和5年12月下旬(予定)			
7	図書の写しの送付	令和5年12月下旬(予定)			

変 更 概 要 書

生産緑地番号	第14-2号	全部・一部の別	全部		
買取り申出日	令和5年3月16日	行為制限の解除日	令和5年6月16日		
買取り申出事由	主たる農業従事者の死亡				
所在地	上日出谷南2-35-1				
都市計画決定面積	【変更前】約0.09ha				
(ha)	【変更後】廃止				
現況面積	【変更前】883㎡				
(m²)	【変更後】廃止	<廃止面積>883㎡			
/# ±/					

備考

- ・地区の全部を廃止するため、買取り申出が提出された。(主たる農業従事者の死亡)
- ・法第14条の規定に基づき、当該部分についての行為制限が解除された。

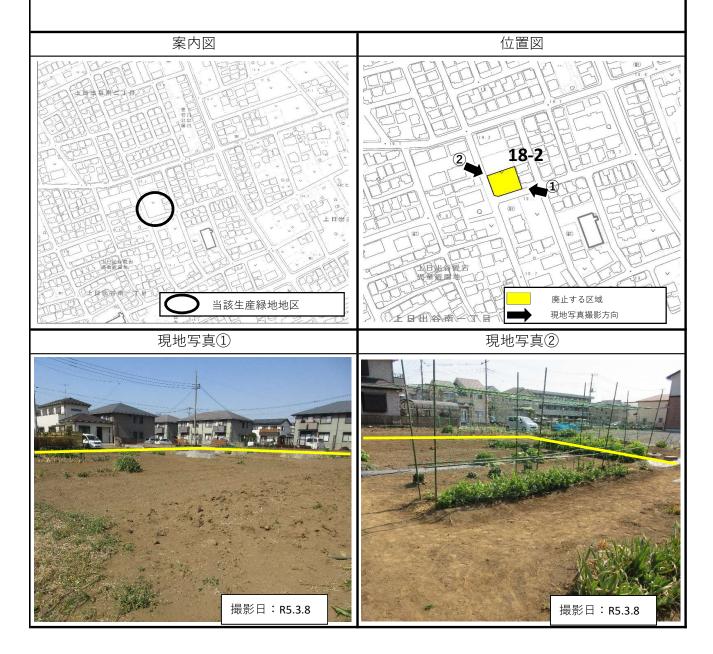


変 更 概 要 書

生産緑地番号	第18-2号	全部・一部の別	全部	
買取り申出日	令和5年3月1日	行為制限の解除日	令和5年6月1日	
買取り申出事由	主たる農業従事者の死亡			
所在地	上日出谷南1-63-2			
都市計画決定面積	【変更前】約0.05ha			
(ha)	【変更後】廃止			
現況面積	【変更前】523㎡			
(m²)	【変更後】廃止	<廃止面積>523㎡		

備考

- ・地区の全部を廃止するため、買取り申出が提出された。(主たる農業従事者の死亡)
- ・法第14条の規定に基づき、当該部分についての行為制限が解除された。



変 更 概 要 書

生産緑地番号	第77号	全部・一部の別	全部
所在地	末広2-1239-1、2-1239-5、2-1239-6		
都市計画決定面積	【変更前】約0.02ha		
(ha)	【変更後】廃止		
現況面積	【変更前】237㎡		
(m²)	【変更後】廃止	<廃止面積	> 237 m²

帯 オ

- ・当該地は、平成4年に隣接する上尾市の土地と一団の地区として、生産緑地地区に指定された。また、令和4年には特定生産緑地の指定を受けた。
- ・隣接地では、所有者が令和4年12月7日に上尾市へ生産緑地の買取申出を行い令和5年3月7日に生産緑地法の行為制限が解除されたため、建築行為に着手している。 今後、令和5年11月2日に上尾市が都市計画審議会を開催し、令和5年12月頃に変更に係る告示を行う予定である。
- ・隣接地の生産緑地地区からの廃止により、当該地は生産緑地の指定要件を満たさなくなるため、隣接地と同時に「道連れ解除」となる見込みである。

